

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 392

2019年(令和元年)10月25日発行

■発行所
自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

この度の台風19号によりお亡くなりになられました皆様に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

自由同和会令和元年度幹部研修会

開催趣旨 昨年の幹部研修会では、平成12年から学校の歴史の教科書には、士・農・工・商、さらにその下にえた・ひにんではなく、武士と百姓・町人、えた・ひにんに改訂されているがその理由を学び、本年の全国大会では、近世政治起源説を問うとして、エタ村の起源とその歴史を学びましたが、明治4年のいわゆる「解放令」以降も現在まで差別が続いている理由や要因を探求する研修会と同和問題をはじめとする人権施策の充実を求めて関係要路に要請行動を行うものである。

開催日時・場所

定期中央省庁要請行動 令和元年11月19日(火) 午前11時~12時
幹部研修会 令和元年11月19日(火) 午後2時~4時
参加費/3,000円
場所/自由民主党本部9F 901会議室
東京都千代田区永田町1-11-23

シンポジウム

テーマ「いわゆる『解放令』以降も部落差別が続いている要因は何か」
— 江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代の戦前と戦後、同和对策関連法後から現在までの差別意識の変遷について —

パネリスト 関西大学社会学部教授 石元 清英
京都産業大学文化学部教授 灘本 昌久

コーディネーター
自由同和会中央本部事務局長 平河 秀樹

中央本部理事会開催される

自由同和会中央本部理事会が10月11日(金)午後1時より、大阪ガーデンパレスに於いて開催されました。
令和元年度幹部研修会及び定期中央省庁要請行動の要望議案事項を全会一致で承認されました。



中央本部理事会の様

「人権尊重の社会づくり条例改正(案)」、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(案)」及び人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(案)」の各案に対する府民意見等の募集結果(一部抜粋)

- 募集期間：令和元年8月6日(火曜日)14時から
令和元年9月4日(水曜日)24時まで
- 募集方法：郵便、ファクシミリ、電子申請
- 意見総数：84件 31名(団体含む)(うち意見の公表を望まないもの6件)

いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。
※類似意見については適宜整理の上掲載しています。個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。
※この他、本条例案とは関係のないご意見等については省略しています。

(1) 「人権尊重の社会づくり条例の一部改正」(案) に対する意見

条例の制定の必要性に関するもの	
1	<p>■ご意見・ご提言 府民の責務及び事業者の責務を条例に規定することに賛成します。 現在の都道府県の人権関係条例や障害者差別解消法などの差別解消のための法律においても、国民の責務や事業者の責務を規定していることから、大阪府の条例においても必要であると考えます。</p> <p>■大阪府の考え方 複雑多様化する人権課題への的確な対応や、国際都市にふさわしい環境整備を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現のためには、その担い手である府民、事業者の協力は不可欠なものとなり、府民、事業者の責務を明らかにする必要があるため、条例を改正するものです。</p>
府の責務や施策に関するもの	
2	<p>■ご意見・ご提言 【実態調査実施規定の追加】 基本方針の策定・改訂にあたっては、実態調査を実施する旨の規定を追加すること。</p> <p>■大阪府の考え方 現行の「大阪府人権尊重の社会づくり条例」第3条では、「知事は、基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かなければならない。」とされています。 基本方針には、個別の人権課題にかかる種々の現状を踏まえた審議会や府議会の意見も反映するなど、実態を踏まえた内容となるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>■ご意見・ご提言 【差別の認定、救済、相談等】 今回の条例改正においてあらためて「差別」は「犯罪である」ことを明記すべきではないでしょうか。「犯罪」に対しては、具体的な実行力が必要です。「犯罪」と認定するシステム、「犯罪」被害者の救済、相談システム、「犯罪」を予防(防犯)するための啓発・教育システム、以上について、今条例の改正にて具体的に盛り込むべきか、または新たに実行力のある条例を制定する必要があると思います。</p>
4	<p>■ご意見・ご提言 【被害者のサポート、相談等】 加害者の実名公表、被害者のメンタルケア等のサポートや相談窓口の設置、定期的な実態調査、学校や企業での人権教育の拡充(予算を増やしたり、時間枠を増やす)を求めます。</p> <p>■大阪府の考え方 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は、その目的に関して、第1条で「この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。」と規定しています。 府では、条例のめざす人権尊重の社会を実現するため、人権施策の実施を通じて、基本理念である「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」に努めているところです。 また、様々な人権課題に対する総合的な相談窓口を設置するとともに、市町村が実施する相談事業を支援するサポート体制を構築しています。 さらに、人権侵害に対する調査・救済については、人権擁護機関である法務省が人権侵害事件調査</p>

	<p>処理規程を定め、対応しているところです。 本条例の改正を契機にさらなる教育、啓発及び相談体制の充実にも努めてまいります。</p>
事業者の責務に関するもの	
5	<p>■ご意見・ご提言 事業者が外国人等であることを理由とした人権侵害をおこなわないことについて、努力義務ではなく、義務として定めるべきである。</p> <p>■大阪府の考え方 学識経験者等で構成された大阪府人権施策推進審議会からの答申において、「責務を追加するにあたっては、府民や事業者の自主性を尊重することが必要であり、例えば、「府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。」といった表現とすることが適当である。」と示されています。 そのため、事業者の責務としては、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その上で府の人権施策へ協力すること、さらに事業活動を行うにあたり、人権尊重のための取組を推進することを求める努力義務としているところです。</p>
差別禁止規定に関するもの	
6	<p>■ご意見・ご提言 【不当な差別的取扱いの禁止規定】 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障がいその他の事由を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」を規定に盛り込むことが必要だと考えます。</p>
7	<p>■ご意見・ご提言 【あらゆる差別の禁止規定】 性的指向・性自認や人種・民族に対する者だけではなく、あらゆる差別を禁止する規定を条例に盛り込むべきだと思います。そうでなければ、実効性のあるものにならないと考えます。</p> <p>■大阪府の考え方 ご意見・ご提言いただいた、差別禁止規定につきましては、大阪府では、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策を実施しているところであり、引き続き、このような社会の実現に向けて、取り組んでまいります。</p>
罰則規定に関するもの	
8	<p>■ご意見・ご提言 条例において罰則を設けること。</p> <p>■大阪府の考え方 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は、その目的に関して、第1条で「この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。」と規定しています。 引き続き、人権施策の実施を通じて、基本理念である「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」に努めてまいります。</p>

(2面に続く)

見直し規定に関するもの	
9	<p>■ご意見・ご提言 条例をアップデートする仕組みが必要です。ネット・AI等の進展による社会構造の変化や価値観の多様化によって、人権の潮流はすぐ変わっていきます。大阪府は的確に対応するためにも、定期的な検証と見直しが必要だと思えます。なお、障害者差別解消法においては、施行後3年を目途に必要な見直し検討がされています。</p> <p>■大阪府の考え方 見直し規定を置かずとも、社会情勢の変化等に応じて、条例を見直すことは必要と考えています。</p> <p>今後、必要に応じ、見直しを検討してまいります。</p>

(2) 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(案) に対する意見

条例の定義について	
1	<p>■ご意見・ご提言 【条例制定に賛成】</p> <p>条例の制定とその趣旨に賛成、もっと先進的な条例にすべき。</p> <p>「前文で、性的指向や性自認を理由とした差別は許されないことを明記することにより、府としての姿勢を示す」とし、「性的マイノリティの人権問題についての社会の理解が十分進んでいない現状で、まずは、理解の増進を図る」ことが条例の目的と位置付けられています。</p> <p>■大阪府の考え方 性的マイノリティ当事者が抱える現状や課題は多種多様である中、性的マイノリティの人権問題の社会の理解は進んでいません。</p> <p>また、府として国際都市にふさわしい環境を整えることが大変重要になっています。</p> <p>このような中、府自らが性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見、差別の解消に向けた取組をより一層進めることが極めて重要との認識の下、条例を制定するものです。</p>
2	<p>■ご意見・ご提言 【条例を制定する必要性に対する疑問】</p> <p>この条例を上程することは反対です。計画等の柔軟かつ実行性のある手法で取り組むべき。</p> <p>この条例には義務規定や禁止規定が一切なく、基本理念や府の責務と施策、府民等の努力義務を定めているのみです。このような内容であれば条例とせずに、基本理念や府に関わる部分は計画等で、府民等の努力義務は啓発活動で十分にその目的を達することができるはずで。</p> <p>府の責務として、「施策を実施する責務」「国及び市町村が実施する取組に協力する責務」を定めていますが、すでに行っているのであれば、後追いで条例に規定する必要性はあるのか。</p> <p>■大阪府の考え方 府は、これまでも性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた様々な取り組みを推進してまいりました。</p> <p>しかしながら、いまだに無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じていることから、全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現を目指し、まずは性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進を図るためには、「性的マイノリティに関する条例を定めることが適当である」という大阪府人権施策推進審議会の答申を踏まえ、条例を制定することとしたところです。</p> <p>今後は、さらなる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた取り組みを推進してまいります。</p>
3	<p>■ご意見・ご提言 【理解増進が必要な理由等の明記】</p> <p>前文において、これまでの社会で一体何が問題となっていたのかを明記することで、理解を増進させなければいけないかという理由の明確化が可能となる。</p> <p>又、前文で差別は決して許されないと謳うこと(明記すること)を正当化するために、「激しい差別が存在してきた。」などの明記や府民の間で理解が十分ではない現状が、日常生活を送る上で必要となるサービス受容などの様々な現場で深刻な人権課題を生んでいることについて、具体的な言及が必要である。</p> <p>■大阪府の考え方 本条例の前文において、性的指向及び性自認の多様性に対する無理解を背景に、誤解や偏見、差別が生じているという現状についての認識を記述しています。</p>

府の責務や施策に関するもの	
4	<p>■ご意見・ご提言 【府の責務】</p> <p>府の責務として、施策を実施する責務と併せて、府の行政制度が人権課題を生じさせる弊害とならないよう必要な制度改定を行うことを謳う必要がある。</p> <p>■大阪府の考え方 府は、これまでも性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた様々な取り組みを推進してまいりました。</p> <p>府が実施する事務事業における配慮のあり方や内容について検討を進め、さらなる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた取組を推進してまいります。</p>
5	<p>■ご意見・ご提言 【基本計画・基本方針・審議会等】</p> <p>本条例の趣旨に実効性をもたせるための基本計画、基本方針、そして審議会を設置する根拠となる条文を追加すべき。</p> <p>■大阪府の考え方 大阪府では、人権尊重の社会づくり条例及び同条例の規定により策定した大阪府人権施策推進基本方針に基づき、性的マイノリティの方の人権問題をはじめ様々な人権施策を総合的に推進しています。</p> <p>また、様々な人権課題の専門家により構成される附属機関として人権施策推進審議会を設置しており、その意見等を施策に反映してまいります。</p>
6	<p>■ご意見・ご提言 【相談体制】</p> <p>行政として専門的な相談体制を拡充する事を明記してください。</p> <p>■大阪府の考え方 大阪府では、性的マイノリティの人権問題をはじめ様々な人権課題に対する総合的な相談窓口を設置しています。</p> <p>本条例を契機に相談体制の充実に努めてまいります。</p>
7	<p>■ご意見・ご提言 【教育・啓発システム】</p> <p>学校や企業での教育や研修の義務付けを求めます。</p> <p>■大阪府の考え方 本条例の制定を契機に、学校や企業における取組が進むよう、さらなる教育・啓発の充実に努めてまいります。</p>
8	<p>■ご意見・ご提言 【教育実態調査】</p> <p>現在どれぐらいの学校で、いつ、何が教育として行われているのかについて実態調査をし、府民に公開してほしい。</p> <p>■大阪府の考え方 全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に向け、府教育庁とも連携しながら、教育及び啓発に取組んでまいります。</p>
9	<p>■ご意見・ご提言 【府が実施する事務事業の配慮】</p> <p>マニュアルを府下の全ての市町村の窓口で徹底するように規定するべき。</p> <p>■大阪府の考え方 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進に向けたさらなる啓発に取組むとともに、性的マイノリティ当事者の方が抱える困難の解決に資するよう、ガイドブックを新たに作成し、府民をはじめ市町村等にも配付する予定です。</p>
10	<p>■ご意見・ご提言 【被害者救済】</p> <p>被害者のメンタルケア等の補償を求めます。</p>

10	<p>被害者が裁判を行なった場合の裁判費用の補助を求めます。</p> <p>■大阪府の考え方 府では、様々な人権課題に対する総合的な相談窓口を設置するとともに、市町村が実施する相談事業を支援するサポート体制を構築しています。</p> <p>また、人権侵犯に対する調査・救済については、人権擁護機関である法務省が人権侵犯事件調査処理規程を定め、対応しているところです。</p> <p>本条例の改正を契機にさらなる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた取組を推進してまいります。</p>
----	--

府民・事業者の責務に関するもの	
11	<p>■ご意見・ご提言 【責務の義務化】</p> <p>府民と事業者に対して理解増進の取り組みをおこなう義務を課すべき。</p> <p>■大阪府の考え方 性的マイノリティについては、何が差別や不当な差別的取り扱いに当たるのかを定義することが難しいこと、当事者が抱える課題は多種多様であること、また、性的マイノリティの人々に対する理解が進んでいないことを踏まえ、まずは性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進を図る努力義務としたものです。</p>
12	<p>■ご意見・ご提言 【事業者の取組みへの努力義務】</p> <p>「事業者には、事業活動を行うにあたり、理解の増進の取組への努力義務」とありますが、具体的な内容を定めてほしい。</p> <p>■大阪府の考え方 事業者の取組みについては、事業者ごとに事情が異なることから一律に内容を定めることは困難ですが、今後、先進事例や他事例の調査、当事者や専門家の意見等を踏まえ、情報提供に努めてまいります。</p>

差別禁止規定に関するもの	
13	<p>■ご意見・ご提言 【差別禁止規定】</p> <p>府、府民及び事業者に差別禁止の義務を明記すること。</p> <p>基本理念として差別の禁止を謳うべき。</p> <p>不当な差別の禁止を規定に盛り込むことが必要です。</p> <p>条例の名称や規定に、性的指向及び性自認を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」及び「ハラスメントの禁止」を盛り込むことが必要です。</p> <p>■大阪府の考え方 本条例において、現時点では、性的マイノリティの人々に対する理解が進んでいないことを踏まえ、差別は認めないという府の姿勢を示すこととしております。</p> <p>また、府民及び事業者の責務としては、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進を図る努力義務を定めることとしております。</p>

罰則規定等に関するもの	
14	<p>■ご意見・ご提言 不当な差別の禁止に実効性を持たせるための罰則を盛り込むことが必要。</p> <p>実際に差別が起こった場合、どのような対応をするのか。</p> <p>加害者の実名公表と罰則規定を求めます。</p> <p>■大阪府の考え方 性的マイノリティについては、何が差別や不当な差別的取り扱いに当たるのかを定義することが難しいことなどを踏まえ、性の多様性についての理解を深め、互いの個性を認め合う理解の増進を図ることができるような内容とし、積極的に啓発に取り組むとともに、大阪府としても性的マイノリティの人々の課題解決に向けた取組を進めていくことが適当であるという旨の大阪府人権施策推進審議会の答申がなされており、具体の行為の禁止や罰則を設けるのではなく、まずは、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進を図ることにより、全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現を目指してまいります。</p>

差別禁止規定に関するもの	
15	<p>■ご意見・ご提言 条例の見直しを条文に入れることが必要である。</p> <p>■大阪府の考え方 見直し規定を置かずとも、社会情勢の変化に応じて、条例を見直すことは必要と考えています。</p> <p>今後、必要に応じ、見直しを検討してまいります。</p>

(3) 「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(案) に対する意見

条例制定の必要性に関するもの	
1	<p>■ご意見・ご提言 【条例制定に賛成】</p> <p>条例制定という取り組みに賛成します。</p> <p>差別的言動の対象を、ヘイトスピーチ解消法では適法滞在の本邦外出身者(外国人)としているが、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」としている点を評価する。</p> <p>■大阪府の考え方 2025年大阪・関西万博など、世界的なイベントが開催されるほか、出入国管理及び難民認定法の一部改正などの動きを受けて、多くの外国人の方々をお迎えする国際都市大阪としてふさわしい環境を整えることが大変重要となっています。</p> <p>このような中、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」をいかにして抑止していくかが、喫緊の課題であるとの認識の下、条例を制定するものです。</p>

府の責務や施策に関するもの	
5	<p>■ご意見・ご提言 【基本計画・基本方針の策定及び審議会の設置】</p> <p>大阪府のあらゆる施策を本条例の趣旨を踏まえておこなうための基本計画、基本方針を策定し、条例の効果と行政施策を定期的に検証するための審議会等の設置をおこなう根拠事項を追加すべき。</p> <p>本条例の目的を達成するための、いわばPDCAサイクルを構築する根拠となる条項を、あらたに加えるべき。</p> <p>■大阪府の考え方 府では、人権尊重の社会づくり条例及び大阪府人権施策推進基本方針に基づき、ヘイトスピーチをはじめ様々な人権施策を総合的に推進しています。</p> <p>また、毎年、人権施策推進審議会において、府の人権施策の実施状況を検証し、今後の取組みに反映させています。</p> <p>また、本条例の施行を踏まえ、本基本方針を改訂することを検討しています。</p>
8	<p>■ご意見・ご提言 【相談窓口の設置・救済措置】</p> <p>それぞれの差別の被害者に対する、相談窓口の設置が必要となる。</p> <p>「世田谷区多様性を認め合い、男女共同参画と多文化共生を推進する条例」や「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」のようなヘイトスピーチをはじめとする人種差別被害に対する行政の苦情処理や救済措置を定めるべき。</p> <p>■大阪府の考え方 府では、ヘイトスピーチをはじめ様々な人権課題に対する総合的な相談窓口を設置し、また市町村が実施する相談事業をサポートするための体制を構築しています。</p> <p>また、人権侵犯事件に対する調査・救済については、人権擁護機関である法務省が処理規程を定め、対応しているところです。</p> <p>本条例を契機にさらなる教育、啓発及び相談体制の充実に努めつつ、特に社会に与える影響の大きいインターネット上の差別事象について、市町村と連携し、迅速に人権擁護機関である法務局に削除要請を行ってまいります。</p>